

○豊中市債権の管理に関する条例施行規則

平成25年4月1日

規則第57号

改正 平成29年3月23日規則第12号

令和4年9月29日規則第50号

(一部未施行)

(目的)

第1条 この規則は、豊中市債権の管理に関する条例（平成25年豊中市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(台帳の記載事項)

第2条 条例第5条第1項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつてはその名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）
- (3) 債権の履行期限その他履行方法に関する事項
- (4) 債権の徴収に係る履歴
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(債権回収・整理計画等の作成及び公表)

第3条 条例第6条第1項の債権回収・整理計画は、毎年度1回策定するものとする。

2 条例第6条第1項の規定による公表は、市のホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

3 市長は、毎年度1回債権回収・整理計画の達成状況を、前項の規定に準じて公表するものとする。

(私債権の履行遅滞に係る損害賠償金)

第4条 条例第8条第5項に規定するやむを得ない理由があると認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 自己の傷病又は生計を同じくする者の死亡若しくは傷病により、生活が困難になった場合
- (2) 自己又は生計を同じくする者の失業又は廃業等により、生活が困難になった場合
- (3) 災害により資産（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の13の2各号に掲げる資産を除く。）に損害を受けたことにより損害賠償金の納付の資力を失つ

た場合

(4) 前3号のいずれかに該当する事実に類する事実があったとき。

(5) その他徴収しないことに相当の理由があると認められる場合

2 条例第8条第5項の規定の適用を受けようとする者は、遅延損害金の納付に関する申出書に前項の規定に該当することを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

ただし、市長が特にその必要がないと認める場合は、この限りでない。

3 前項の遅延損害金の納付に関する申出書の様式は、市長が別に定める。

(徴収停止後放棄するまでの期間)

第5条 条例第11条第3号に規定する相当の期間は、1年を下回らない期間とする。

(議会への報告)

第6条 条例第12条第1項の規定により議会に報告する事項は、次のとおりとする。

(1) 放棄した債権の名称

(2) 放棄した債権の発生年度、件数及び金額

(3) 放棄した事由

(4) その他市長が必要と認める事項

(徴収職員証)

第7条 市長は、市税を除く強制徴収公債権の徴収業務に従事する職員（以下「徴収職員」という。）に豊中市徴収職員証を交付する。

2 徴収職員は、前項に規定する徴収業務に従事する場合は、前項の豊中市徴収職員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の豊中市徴収職員証の様式は、市長が別に定める。

(施行細目)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成29年3月23日規則第12号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月29日規則第50号抄）

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

2 他の規則の一部改正〔略〕